

白石市

農業委員会だより

白石市農業委員会は平成29年7月から新体制へ移行します

【背景】

産業構造の急速な変化や少子高齢化が進行する中で、農業分野の労働者不足は特に深刻であり、不耕作や離農が相次いでいます。水田等の荒廃は、結果として病害虫の発生や鳥獣による被害、不法投棄等の環境問題、違反転用の誘発など、近隣の農地へ大きな影響を与えるため、優良農地を守り、次の世代へ繋いでゆくことは緊急の課題となっています。

このような状況に対応するため、農地法や農業委員会法の改正が行われ、「農地利用の最適化の推進」（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）が農業委員会の重点的な業務となりました。



新しい農業委員が決まりました

これまで農業委員は選挙制により選出されましたが、法の改正により、公募した上で選考し議会の同意を得て市長が任命する制度に変わりました。白石市では本年2月13日から1か月間募集が行われ、6月の定例議会において議会の同意を得て新しい農業委員13名が決まりました。任期は平成32年7月までの3年間。7月20日に第1回の農業委員会が開催され、新しい会長と会長職務代理が決定されます。

氏名	年齢	住所	氏名	年齢	住所
江戸 千佳雄	66	旧町内	佐藤 良夫	61	白川
吉川 淑子	70	旧町内	佐久間 純一	69	福岡八宮
齋藤 重雄	66	越河	齋藤 國一	68	福岡深谷
保科 清八	64	齋川	日下 正彦	70	福岡八宮
村上 さき	69	大平	木須 敏文	45	福岡長袋
佐藤 徳治	70	大鷹沢	半澤 幸男	68	小原
阿部 祥夫	63	大鷹沢			

農地利用最適化推進委員が設置されます

法改正により「農地利用最適化推進委員」が新たに設置されます。担当地区をもち、農業委員と連携して農地利用の最適化の推進（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の現場活動を行います。

農業委員と同様に今年2月13日から1か月間募集が行われました。第1回農業委員会（7月20日）で委嘱者が決定。第2回農業委員会（7月25日）で農業委員会から委嘱されます。任期は農業委員と同じ3年間。農地利用最適化推進委員は、市ホームページ、広報しろいし9月号に掲載します。

8月は農地パトロール（利用状況調査・荒廃農地調査）の月です



一昨年まで11月頃に行っていた農地パトロール（利用状況調査・荒廃農地調査）は、昨年から8月頃に行うことに変更になりました。本年からは、農業委員に加えて農地利用最適化推進委員が調査を行います。身分証を携帯、腕章をつけて農地を調査しますので、調査の際はご協力をお願いします。

●調査の内容（農地法第30条）

農地の状況が次の1～4のどの分類に当てはまるか、荒廃農地の状況等を調査します。

分類	農地の状況	備考
1	過去1年以上作物の栽培が行われておらず、かつ今後の耕作に向けて草刈り、耕起などの維持管理が行われていない農地（荒廃しているが重機等を用いれば再生が可能な農地）	1号遊休農地 （農地法第32条） 再生可能農地：A分類 （荒廃農地調査）
2	すでに山林、原野化しており、再生困難と見込まれる農地 ※非農地判断の対象となるような農地 ※基盤整備事業が実施された優良農地、集团的なまとまりのある農地の中に存在する荒廃農地は含まれない	再生不可能農地：B分類 （荒廃農地調査）
3	作物がまばらに又は農地内で偏って栽培されていたり、栽培に必要な管理が適切に行われていないなどの低利用の農地	2号遊休農地 （農地法第32条）
4	上記以外の農地（耕作されている農地、保全管理されている農地） ※保全管理とは過去1年以内に草刈り、耕起などの維持管理が行われている農地	（荒廃農地調査）
その他	前年度までに荒廃農地扱いになった農地の現在の状況調査 《 分類1、分類2、営農再開（作付け）、保全管理、基盤整備後営農再開、のいずれに該当するか 》	

注意！ 農地の贈与税または相続税の納税猶予を受けている農地は、農業上の利用がされていることが前提となっているため、荒廃農地（A分類、B分類）に該当になると猶予が取消され利子税も加えて課税されます。

遊休農地の利用意向調査を行います（11月末頃）

前項の調査で、分類1、分類2、分類3に該当した農地所有者あてに、今後の農地の利用意向についての調査を行います（既に調査済の農地は除きます）。農地の所有者等に対して、①自ら耕作する、②自ら受け手を見つける、③農地中間管理機構を利用する、④農地所有者代理事業を利用する等の意向を確認します（農地法第32条）。

遊休農地の課税強化について

利用意向調査で①または②で回答し、6カ月経っても実行しない所有者等や、6カ月経っても回答しない、そもそも農業上の利用をする意思がない所有者等は、農業委員会が農地中間管理機構と協議するよう勧告を行うこととなります（農地法第36条）。この勧告を受けた農業振興地域内の農地は、固定資産税が1.8倍になりますので、利用意向調査にはくれぐれも注意してご回答ください。



編集・発行 平成29年7月15日

白石市農業委員会事務局

白石市福岡長袋字陣場が丘12-13

電話 22-1256 FAX 22-1258